

新型コロナウイルス感染拡大に伴う建設業許可申請・届出等の窓口業務について

新型コロナウイルス感染防止のため各窓口において対策を講じているところですが、未だ終息が見通せないことから、建設業許可申請・届出等の窓口業務について、当面の間以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 建設業許可申請・届出

(1) 新規（般・特含む）・更新申請・業種追加申請

従来のとおり窓口のみの受付とします。（資格証の原本提示や裏付け資料の確認が必要なため）また、従来のとおり予約制をとっておりますので、制度への御協力をお願いいたします。（待合室等の混雑を避けるため、予約時間前の入室は御遠慮願います。）

(2) 変更届

当面の間、特例として郵送による受付を実施します。また、従来のとおり、窓口での受付も可能です。

※郵送受付の場合で書類に不備があるときは、再度郵送いただくか、来所いただき窓口での修正となります。十分に記載漏れ等が無いことを確認した上で、郵送願います。

届出書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

①提出期限を超過したもの、許可要件に係る変更等は窓口での受付となります。

郵送可能な変更届は下記に係るものとします。

- ・商号又は名称
- ・営業所の名称・所在地
- ・営業所の新設
- ・営業所の廃止
- ・営業所の業種廃止
- ・資本金額
- ・氏名（改姓・改名）〈法人の役員・支配人・個人事業主〉
- ・役員等（新任・退任・代表者）
- ・支配人（新任・退任）
- ・欠格要件に該当したときの届出書
- ・決算報告
- ・健康保険の加入状況

②提出に当たっての注意事項

ア 送付先

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号 FAX 番号
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3 階)	0224-53-3135 0224-53-8090

仙台市、名取市、 富谷市、岩沼市、塩竈市、多賀城市、 亘理郡、黒川郡、宮城郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113 022-297-4119
大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5 階)	0229-91-0731 0229-22-5260
石巻市、東松島市、登米市、女川町	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎 5 階)	0225-95-1151 0225-94-6125
気仙沼市、本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 (気仙沼合同庁舎 4 階)	0226-22-2622 0226-24-3183

イ レターパックプラス（赤） で送付してください。（レターパックライト（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

例) 「みやぎ土木株式会社、第〇〇〇号、建設業許可変更届出書」在中

エ 書類等に不備がある場合は、再度郵送いただくか、来所いただき窓口での修正となりますので、御了承願います。

- ・レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

- ・提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

オ 申請書の正本、副本（2部）、確認資料、宛先を明記した返送用のレターパックプラス（赤）を同封してください。（受付終了後、受付印を押印した副本を返送します。）

カ 返送までに2週間程度要する場合がありますので、御了承ください。

キ 書類の作成・確認資料等については、「建設業許可の手引き」をよくお読みください。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/newkensetsugyoukyoka2602.html>)

ク 送料は申請者の負担となります。

ケ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

コ 様式の相違や必要な箇所の記述不備、連絡が取れない場合などは、窓口での訂正を求められることや、受付不能で返却することがありますので、御了承ください。

## 2 許可申請書の閲覧

現在、座席数を減らして対応しております。今後の状況により閲覧時間等を変更する可能性がありますので、土木部事業管理課HPで御確認の上、来庁願います。

## 3 許可証明

従来のとおり各土木事務所窓口で受付の上、交付します。

## 4 瑕疵担保履行法の届出（住宅建設瑕疵担保）

従来のとおり郵送による提出に御協力をお願いします。

送付先

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

## 5 解体工事業登録

### (1) 新規登録・更新申請・変更届

当面の間、特例として郵送による受付を実施します。また、従来のとおり窓口での受付も可能ですが、窓口での対面時間をできるだけ短くするため、事前にFAX等で提出書類一式の送付をお願いいたします。

※郵送受付の場合で書類に不備があるときは、再度郵送いただくか、来庁いただき窓口での修正となります。事前にFAX等で提出していただき、記載漏れ等が無いことを確認した上で、郵送願います

申請書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

①事業管理課に電話連絡のうえ、事前にFAX等で提出書類一式を送付してください。（必ず証紙を貼付した面も送付してください。）

送付のあった書類を確認し、電話で確認結果等を御連絡いたします。

②郵送（事前送付）の際の注意事項

ア 連絡先・（事前）送付先

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎8F  
TEL : (022)211-3116 FAX : (022)211-3292  
E-mail : d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

イ レターパックプラス（赤）で送付してください。（レターパックライト（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人（個人）名、送付した書類名」 在中

例) 「みやぎ建設株式会社、解体工事業登録更新申請書」 在中

エ 申請書所定の位置に申請に係る手数料額の県証紙をはがれないように貼付して提出してください。（新規申請：33,000円 更新申請：26,000円 変更届：不要）

県証紙は、指定金融機関等で購入できます。

「県証紙の販売場所一覧（宮城県ホームページ）」

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/syousitop.html>)

オ 県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただきます。

カ 書類等に不備がある場合は、再度郵送いただくか、来庁いただき窓口での修正となりますので、御了承願います。

・レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパックプラス（赤）を同封してくだ

- さい。
- ク 書類の作成・確認資料等については、「解体工事業登録申請の手引き」をよくお読みください。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kaitaikoujigyo.html>)
  - ケ 送料は申請者の負担となります。
  - コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。
  - サ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。
  - シ 様式の相違や必要な箇所の記述不備、連絡が取れない場合などは、窓口での訂正を求めることや、受付不能で返却することがありますので、御了承ください。

## 6 浄化槽工事業登録

### (1) 新規登録・更新申請・届出（特例浄化槽の届出を含む）

当面の間、特例として郵送による受付を実施します。また、従来のおり窓口での受付も可能ですが、窓口での対面時間をできるだけ短くするため、事前にFAX等で提出書類一式の送付をお願いいたします。

※郵送受付の場合で書類に不備があるときは、再度郵送いただくか、来庁いただき窓口での修正となります。事前にFAX等で提出していただき、記載漏れ等が無いことを確認した上で、郵送願います

申請書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 事業管理課に電話連絡のうえ、事前にFAX等で提出書類一式を送付してください。（必ず証紙を貼付した面も送付してください。）

送付のあった書類を確認し、電話で確認結果等を御連絡いたします。

② 郵送（事前送付）の際の注意事項

ア 連絡先・（事前）送付先

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎8F  
TEL : (022)211-3116 FAX : (022)211-3292  
E-mail : d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

イ レターパックプラス（赤）で送付してください。（レターパックライト（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人（個人）名、送付した書類名」 在中

例) 「みやぎ土木株式会社、浄化槽工事業登録更新申請書」 在中

エ 申請書所定の位置に申請に係る手数料額の県証紙をはがれないように貼付して提出してください。（新規申請：33,000円 更新申請：26,000円 変更届：不要）

県証紙は、指定金融機関等で購入できます。

「県証紙の販売場所一覧（宮城県ホームページ）」

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/syousitop.html>)

オ 県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただきます場合があります。

カ 書類等に不備がある場合は、再度郵送いただくか、来庁いただき窓口での修正となりますので、御了承願います。

- ・レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。
- ・提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。
- キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパックプラス（赤）を同封してください。
- ク 書類の作成・確認資料等については、「浄化槽工事業登録申請の手引き」をよくお読みください。（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/joukasoukoujigyo.html>）
- ケ 送料は申請者の負担となります。
- コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。
- サ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。
- シ 様式の相違や必要な箇所の記述不備、連絡が取れない場合などは、窓口での訂正を求めることや、受付不能で返却することがありますので、御了承ください。

## 7 経営事項審査

従来のとおり審査会場での受付とします。（裏付け資料の確認が必要なため）  
また、従来のとおり予約制をとっておりますので、御協力をお願いいたします。  
（待合室等の混雑を避けるため、予約時間の5分前の入室に御協力願います。）